

令和7年度 第2回 函南町総合教育会議 議事録

<p>日 時 会 場 出席者</p>	<p>令和8年3月18日(水) 午後1時10分から午後2時55分 函南町役場 2階 大会議室 町長 仁科 喜世志 教育長 久保田 浩子 教育委員 渡邊 博文、小永井 博之、林 千枝、長澤 幸</p>
<p>【開 会】 事務局 (岩谷教育次長)</p> <p>仁科町長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回函南町総合教育会議を開会いたします。</p> <p>本日はお忙しい中、当会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。会議の進行を務めさせていただきます教育次長の岩谷と申します。</p> <p>函南町総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条第1項の規定に基づき、函南町の教育に資する協議を行うため開催している会議です。</p> <p>それでは、お手元の次第に従いまして、これより会議に入りますが、お配りした資料の確認をさせていただきたいと思えます。まず一番上に次第がございます。A4、1枚の片面です。2枚目が、本日、出席いただいている皆様の名簿でございます。こちらA4、1枚片面です。3枚目が座席表となります。こちらA4、1枚片面。4枚目が、本日お配りした資料の一覧表となっております。こちらA4、1枚片面で、資料1から資料4までが、クリップ止めでまとめてございます。過不足等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、仁科喜世志町長よりご挨拶をいただきます。</p> <p>仁科町長、お願いいたします。</p> <p>はい、皆様こんにちは。</p> <p>午前中は教育委員会という会議がありまして、また午後の方は、先ほど教育次長からもお話ありましたけども、令和7年度の第2回の総合教育会議ということで、引き続きお疲れのところご参加いただきました。ありがとうございます。</p> <p>挨拶の前に昨日ですけども、富永和彦さんが、文部科学省の社会教育功労者の表彰を受けまして、その報告を私どもの方にいた</p>

いただきました。

富永さんにおかれましては、町内の校長を務められてから、伊豆市の方の教育委員会、あるいは町内の社会教育の方に、多大な貢献をしていただき、そのご功績が認められた結果だと思っております。

ご本人も、私1人のものではないということを、恐縮しているような感じでございましたけども、大変おめでたい話だなというふうに受けております。

その他のニュースですけれども、国会の方はですね、衆議院の予算委員会が、急ぎ場や通過しまして、今、参議院の方で予算の審議をしていただいているという状況があります。

なんで冒頭そんな話をしたかといいますと、今日の議事の括弧1の中に、給食無償化という議題がございます。

小学校の児童1人5,200円の食材に見合うのですが、給食無償といっても他には大きな人件費であったり、光熱水費であったり、いろんな形が関わるわけですが、保護者の方の負担、そういうものの説明がございます。

町におきましては3月11日に町議会が閉会いたしました。一般会計の予算につきましては、141億6,000万円ということで、原案通り承認をいただいたわけですが、金額としては3億8,100万円の2.6%減でございますけども、函南町の歴代の規模の大きさでいきますと2番目になる。

教育委員会関係でございますけども、4月1日からもう機構改革が実施いたします。

今日も同席していただいておりますけども、子育て支援課が、教育委員会の教育部というふうに名称を変えて、子どもから義務教育まで、児童生徒、一連の一環とした函南町の成長教育、そういうものを一元化するというので、教育部というものを設置しました。

特に令和8年度で特筆すべき予算ですが、既に教育委員の皆様方には、報告説明を受けていると思っておりますけども、学校教育課の方においては、5年経ちましたGIGAスクール端末の更新であると。

生涯学習課の方では、いろいろ工種の研究をいたしましたけども、文化センター大ホールの吊り天井の耐震化に対する改修。

また、子育て支援課にしますと、民間の保育園の誰でも通園制

<p>事務局 (岩谷教育次長)</p>	<p>度、あるいはこども園に移行するための民間保育園の建て替えです。そのための支援をしていくというような、今までと少し置き換えた予算とは別に、大型の西小の長寿命化改修工事は、令和7年と、それから令和6年度の2ヶ年度で終わりを見ますけども、また、図書館の図書整備ということで、クラウドファンディングの取り組みも、皆様方がアイデアを出して、また、限られた財源の中にありますけども、町行政、教育委員会行政について、整備をしていくという大きな表れだと思います。</p> <p>本日の総合教育会議も限られた時間ではございますけども、活発な皆様方のご意見、ご提言を頂戴しながら、より良い総合教育会議となるように進めて参りたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>町長ありがとうございました。</p> <p>続きまして、教育長にごあいさついただきます。</p> <p>久保田浩子教育長お願いいたします。</p>
<p>久保田教育長</p>	<p>こんにちは。</p> <p>先ほど町長からもお話がありましたけども、教育委員の皆様におかれましては午前中のたくさんの案件についてご審議いただいたの、続けての総合教育会議です。</p> <p>日頃感じていること、教育行政についてご自身が考えていること等、またご提言、ご要望等いただけるとありがたいというふうに思っております。</p> <p>学校の方はご存知の通り、明日卒業式、そして終了式を迎えます。1年間事故もなく、無事に全ての子ども達が進級または卒業ができるということで、一番まずは喜んでいるところです。</p> <p>そんな中で、中学3年生においては、進路も、多分それぞれに、それぞれの家でもう決まっていることと思いますけども、函南町を巣立ったり、または函南町内の学校に、高等学校に通ったりという事で、これからも、夢、希望に向かって大きく成長してほしいと願うばかりです。</p> <p>本日ですけれども、急速な社会の変化により、教育界も様々な変更、改変が求められていることは皆様にご承知のとおりです。</p> <p>本日議題になっています給食費の無償化、または学校から給食</p>

<p>事務局 (岩谷教育次長)</p>	<p>費の公会計として、それぞれの取り組みを教育委員会の方へと持ち込んでくるというような、そういう進捗状況についてのお話があると思います。</p> <p>教員の働き方ということで、活動の地域連携、地域展開ということで、函南町の今の現状について、またお話があると思います。</p> <p>数日前の新聞に大きく報道がありました。全国で3,800人以上の教員が不足をしているという現状の中で、文科省は子ども達の教育の質を担保しながら、教職員の働き方についても、考えていただきたいということで、広く全体に向けて広報をしているところです。</p> <p>本日は限られた時間ですが、この2点についてご協議いただきながら、さらに、昨今のA I、町長からもG I G Aスクールについてお話がありましたけども、A Iの活用についても、教育委員会として、今考えていることをお示ししたいと思いますので、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。</p> <p>本日はよろしくお願いたします。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>久保田教育長ありがとうございました。これからの議事進行につきましては町長にお願いたします。</p> <p>仁科町長よろしくお願いたします。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>着座のまま議事進行を務めさせていただきますので、皆様方もそのままお座りのままで、ご発言をしていただければと思います。</p> <p>また、発言をする際は、恐れ入りますが挙手をお願いたします。</p> <p>そして私の方から指名させていただきますので、ご協力のほどお願いをいたします。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1号に示されている「教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策について」に関しまして、構成員の皆様に、次第の議事について協議をしていただくものです。</p> <p>なお、同条第2号に規定する「児童、生徒等の生命又は身体に</p>

<p>事務局 (渡邊学校教育 課長補佐)</p>	<p>現に被害を生じ、又はまさに被害が及ぶ恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」に関する議事はありません。</p> <p>それでは、議事の（１）、学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食費無償化について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>学校教育課の渡邊と申します。 よろしくをお願いいたします。</p> <p>私の方から、議事（１）、学校給食費の抜本的な負担系負担軽減、いわゆる給食費無償化について説明の方をさせていただきます。着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは資料１をお願いいたします。</p> <p>まず学校給食におきましては、国の定めた方針、学校給食法に基づき、学校設置者である地方公共団体が提供するものと規定されております。したがって、給食費の保護者負担額や給食の提供方法、自校式やセンター方式など、地方公共団体ごとに異なっておりまして、近隣市町を見ましても違いが見られます。</p> <p>文部科学省の学校給食実施状況調査によりますと、パン又は小麦食品、米加工食品、その他の食品を含む米飯、ミルク及びおかずを提供する完全給食の実施率は、全国の公立学校では99.5%。全国の公立中学校では97.1%となっております。</p> <p>静岡県に目を向けてみますと、公立小学校では99.8%、公立中学校で97.7%と高い水準となっております。</p> <p>また、学校給食法の中で学校給食の目標が定められております。</p> <p>先に参考資料１－１の１ページの網かけ部分をご覧ください。 学校給食の目標、第２条、学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならぬ。</p> <p>第１項、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。 第２項、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。 第３項、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協働の精神を養うこと。</p>
----------------------------------	---

第4項、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神、並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

第5項、食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

第6項、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

第7項、食料の生産、流通及び商品について正しい理解に導くこと。

以上7項目が目標と定められておりまして、これらの目標を達成する目的で、学校設置者は給食提供を行っております。

それでは続きまして、函南町の学校給食の現状について説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

町内全ての小中学校で、自校方式として給食を実施しており、函南小学校、桑村小学校以外の5校については、幼稚園分の給食についても調理を行っております。

献立表の作成や調理業務及び食育指導の指揮は、各校に対し配置しております函南町職員の栄養士、静岡県職員の栄養教諭が行っており、調理業務のみ委託を行っております。

また、会計については今年度まで学校長を代表とする私会計として運用しておりましたが、令和8年度から町の歳入歳出予算に組み込む公会計化へ移行します。

以下、食数や調理業務委託業者をまとめておりますので、ご覧いただければと思います。

続いて、学校給食の提供日数及び給食費について説明をさせていただきます。

幼稚園は年間157回、小中学校は年間183回実施しており、1食当たりの単価は、幼稚園253円、小学校295円、中学校355円としております。

ただし、近年の物価高騰によりまして、保護者負担額のみでは食材費を賄いきれないため、今年度につきましては、国の物価高騰対応重点支援臨時交付金を活用し、5%補助を行い、補正予算にて約1%追加で補助を行っております。

また、学校給食の経費にかかる考え方につきましては、学校給食法の第11条で規定されております。

参考資料 1 - 1 の 3 ページをお願いいたします。

第11条第 1 項、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

ここでいう政令とは学校給食法施行令を指しておりまして、学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費及び学校給食の設置に必要な施設、及び設備の修繕費と規定されております。

それ以外の経費が第 2 項において、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者負担と規定されておりまして、食材費についてはこちら第 2 項に該当いたします。

つまり、給食運営を実施するために必要な施設や設備、人件費にかかる費用は、設置者負担、食材費については保護者負担とされております。

そのような中、国の方から学校給食費の抜本的な負担軽減いわゆる給食費無償化について通知の方がありました。

資料の 2 ページをお願いいたします。

趣旨としまして、子育て世帯への支援を強化する観点から、学校給食法に基づき提供されております公立小学校の給食にかかる食材費を支援するもので、保護者に対する支援ではなく、小学校を設置する自治体への支援とされており、次に支援対象者の範囲につきましては、給食を実施する公立小学校の児童で、保護者の所得に関わらず一律に支援対象となります。

基準額等については近年の物価高騰を鑑みて、一月当たり 5,200円とし、今後の物価高騰について、毎年給食費に関する調査を実施し適切な額を設定します。

支援方法は、国が給食費負担軽減交付金を創設し、県に交付しまして、県支出金として町に交付されます。

負担割合は、国と県が 2 分の 1 ずつで、当該年度、令和 8 年 5 月 1 日現在の児童数×5,200円×11ヶ月分が交付される予定となっております。

以上をまとめた国の資料が、参考資料 1 - 2 となっております。そちらをご覧ください。

こちらの中段の点二つ目、基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収可能とされておりますが、函南町では基準額の範囲内で給食提供を実施する予定で

す。

点の三つ目、非喫食者やアレルギーにより、一食できない児童や登校児童につきましては、学校設置者の判断に委ねると記述がありますが、本交付金の国による交付要綱等の整備がまだされておりませんので、そちらが整備され次第、検討を進めてまいります。

また、中学校給食費につきましては、国の方針としましては、今回の小学校の実施状況を鑑みてできる限り速やかに実施するとの回答にとどまっております、不透明な状況となっております。

このように小学校給食費については、いわゆる無償化となりますが、中学校給食費については物価高騰の状況を見て、見直しが課題と考えております。

4項目目の函南町学校給食の課題。

学校給食費の見直しについて、まずこちら、参考資料の1-3をお願いいたします。

こちらは、昭和56年4月からの学校給食費の推移と、令和3年度と令和7年度の食材費の比較を示しております。

まず、学校給食費の推移につきましては、物価状況に合わせて学校給食費の見直しを行っておりまして、令和2年4月に、10年ぶりに見直しを行いました。

その後、現在まで国の交付金を活用しながら補填を行ってまいりました。

続いて、令和3年度と令和7年度の給食食材費の比較です。

食材によってばらつきがありますが、上昇率としまして、平均して29.1%の上昇となっております。

このような状況の中、給食費の見直しが課題と考えておりまして、函南町立小中学校及び幼稚園の給食運営に関することを協議する場として、小中学校長代表や栄養士、PTA会長等で組織しております函南町立学校等給食運営委員会がありますので、今後そちらで協議、検討を進めたいと考えております。

また、調理施設、備品につきましても、建築から40年経過している施設もございます。大規模な修繕が必要となった場合、一時的に給食を停止せざるを得ない状況も考えられますので、今後の少子化に伴う児童生徒数の減少を鑑み、統廃合や規模の縮小が必要ではないかと考えております。

<p>仁科町長</p>	<p>以上で私の方からの説明を終わらせていただきます。 よろしく願いいたします。</p> <p>ただいまの説明についての皆さん方のご意見ご質問等をお伺いします。</p>
<p>小永井教育委員</p>	<p>調理施設についてちょっとご質問があります。 先ほどの説明の中でも、だいぶ40年近く経っている調理施設ですか、棟もあるということで、また、今年度、ここで工事終わりました西小学校の長寿命化工事ですか、その中におそらく給食棟は含まれてはいないのではなかろうかと思えます。 その中で、調理施設がほとんど平屋のプレハブ、もしくはS造で耐震的にはどうかな、と思えますけども、とにかく先ほどもお話があったとおり老朽化がすごいと思えますので、今後ですね、自校方式ではなく、センター方式等も、しなければならない時代がそのうちに来るのではなかろうかと思っています。その辺で何かお考え等がありましたら教えていただきたいと思えます。</p>
<p>事務局 (渡邊学校教育課長補佐)</p>	<p>はい、ご質問ありがとうございます。 先ほどの私の説明の中で、小永井委員のおっしゃるとおり、築年数としましてはもう小学校の給食棟で40年経過しているような施設もございます。 また、鉄骨造で確かに耐震が不安なところもございますので、今のすぐのすぐにといいわけではないですけれども、今後の少子化を含めまして、やはり給食施設の統廃合というものが、いずれは必要になってくるのではないかと考えておるんですけれども、今のところ具体的に統廃合の話を進めている状況ではございませんので、また今後検討を進めてまいりたいと思っております。 以上となります。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>設置者として、少しお話させてもらおうと思えます。 現在、第7次総合計画というものを、これは令和8年度までが第6次総合計画で、平成29年度からスタートしています。ちょうど令和8年度は10年目を迎えます。 それから、第7次の総合計画が、令和の9年度から令和18年度、いわゆる10年間のスパンを見通し、今後の町のマニフェストとい</p>

<p>渡邊教育委員</p>	<p>うようなものですがけれども、見通し、ビジョン構想を立てます。</p> <p>そのときには、少なくとも、向こう10年までに、今の給食棟あるいは体育館、あるいは校舎の方については、それなりの耐震補強であったり、長寿命化の手を加えてる部分がありますけども、全く給食というのは部分的な器具等の更新はしてありますが、建物本体については、どこの小学校も中学校もしていないというのが実情です。</p> <p>一方で、児童生徒が、減っている事実があります。ですから、総合計画の中では、現在の施設をしっかりと検証しながら、統廃合という言葉が適切かどうかわかりませんが、場合によっては統合になる場合は、場合によっては、センター方式みたいなような考えにもなったりするかもわかりませんが、文書化するのか、具体的なそういうような文言の表現にするのかというのは、学校の統合関係も当然視野に入れてこないといけませんので、まだ総合的な判断はしていないというのが実情ですが、既にその案、考え方は避けて通れない。</p> <p>特に、令和7年、それから令和6年の出生数です。これが160人台に留まっているわけです。現在の中学校とか小学校の学年からいくと、いわゆる半分になってしまう。</p> <p>極端な例を言うと12年後ぐらいは、中学校が適正規模の1校でも間に合ってしまうぐらいの数字になってしまう、そんなような現状が令和6年中と令和7年中の今の出生数の状況が出ると、そんな数字をカウントしてしまいますので、そんな状況はもう考えていかなきゃならないっていうことは、そこだけご理解してください。</p> <p>他に、いかがですか。</p> <p>保護者の立場からすれば、給食費が国の方、あるいは町の方から出していただけるようなかたちになりますと非常に助かるわけですが、今、小永井委員もおっしゃいましたが、いろいろな学校規模、少子化の問題の中の、いわゆる5,200円という金額が、将来的に食材を購入する際に、今の現状を維持する中では可能かどうかということちょっと懸念する点がございます。</p> <p>といいますのは、非常にいろいろな面での物価高騰が今叫ばれている中で、小規模校当たりの金額で、今ぐらいの高栄養価のあるような給食の運営、献立運営ができるかどうかということ、</p>
---------------	--

<p>事務局 (渡邊学校教育 課長補佐)</p>	<p>私は専門家ではありませんのでよくわかりませんが、今の現状の中で物価が高騰していった際に、現況の自校方式でやられていくという前提として考えうる中で、その差が出ることもあり得るかどうかの見通しについて、少しお話していただければありがたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、それでは事務局の方からお答えさせていただきます。ご質問ありがとうございました。</p> <p>先ほど渡邊委員からご質問のありました、今後の見通しと申しますか、そういうものにつきましては、令和8年度はまず国の方から一月当たり5,200円という金額が提示されております。</p> <p>函南町の現在の小学校の給食費は月額4,900円となっております、こちらに今年度は5%プラス1%程度の補助をさせていただいております、ちょうど5,200円弱ぐらいの数字となっております。</p> <p>令和9年度以降のことにつきましては、国の方では毎年、食材費調査を行いまして、物価高騰に見合った金額の設定をするということ、今のところ話を聞いておりますので、物価高騰分につきましては、国の方でそちらを適正な金額を計算して、そちらの金額に基づいて函南町の方でも給食の方を実施していきたいなとは考えております。</p> <p>以上となります。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>他にはどうですか。</p> <p>すいません、ないようですので、私一つお聞きしたいのですが。</p> <p>今、資料1の方で、小学校とか幼稚園の食数という数字の説明がありました。</p> <p>そして、参考資料の1-2の右下に53ページという数字がありますが、そこで説明を聞けば、非喫食者の取り扱いについては、という項目ありますね。</p> <p>これは多分、食べ物とか飲み物とか食べ物によってのアレルギーであるとか、そういう人を指しているのだと思いますけども、説明では不透明な状況ですとか、国の方の、その辺はですけども、</p>

<p>事務局 (杉村学校教育課長)</p>	<p>現状、今、函南町の小学生の児童にアレルギーの割合というのはどのぐらいいるのでしょうか。</p> <p>細かい話ですから、数字的に出ていて、あとは資料を持ってないなら後で教えていただければいいです。</p> <p>すみません、国の資料にありました非喫食者の取り扱いの、非喫食者ですけれども、一番懸念されているのは不登校で全く給食を食べていない生徒が該当はすると思います。</p> <p>あと先ほど町長がおっしゃったように、アレルギー等で、例えばパン、小麦粉アレルギーでその主食が食べられない、ということで除去食という対応をしているところ、それと本当にお弁当でお願いしますというふうになっていることもありますけれども、数字的には確か弁当持参者が全体で10名弱いたような記憶があります。</p> <p>すみません、細かい数字はごめんなさい、記憶がないんですけれども、そういう子については、学校設置者に判断を委ねるとなっておりまして、先ほど課長補佐の方から説明もありましたけれども、国の予算が通っていないというところで、国からこの補助金に対する要綱、要領が全く提示をされておられません。</p> <p>この非喫食者の取り扱いも、誰のことを非喫食者と呼ぶのかっていうところも明確に出てきていないので、今近隣で既に実費というか、市町の予算で既に無償化しているところ、無償化している自治体で、弁当持参であったり、不登校の子に対して補助金というか、対応しているかと聞いたところ、基本的には不登校の子に対しては、援助はしていない。ただ、アレルギーに関しては、病気というか、体のことで給食をそもそも食べることができないというところで支援をしているという実態があります。</p> <p>なので、近隣の伊豆の国市、伊豆市とも歩調を合わせたかたちで今後やっていこうかなとは思いますが、国の要項、要領が出てから、検討はさせていただいて、お金をその支援をするということであれば、遡ってまた支援をするというかたちになるのだろうと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>そうしますと、現状、今、給食を摂らないで保護者とか家庭で作った弁当を持参しているということですか。</p>

<p>事務局 (杉村学校教育課長)</p>	<p>小麦粉アレルギーの場合は完全に弁当持参で対応していただいているかたちになっていきますので、そういう子が若干名、町内におります。実際におります。 なので、給食費は発生していません。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>はい、わかりました。ありがとうございました。 この項はよろしいでしょうか。 それでは続きまして、議事の(2)、中学校部活動の地域連携に向けた取り組みの進捗状況について、事務局からの説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (平田学校教育課指導主事)</p>	<p>はい、学校教育課の指導主事、平田と申します。 私の方からは中学校部活動の地域連携に向けた取り組みの進捗について説明をさせていただきます。着座にて失礼します。 前回の総合教育会議においても、合同部活動の指導、町内社会教育活動の周知などについて報告させていただきました。 依然として地域展開のための受け皿となる団体や人材の確保に難航している状況ですが、本町の実情に応じた地域連携として、部活動指導員の導入に着手し、教員の働き方改革と生徒の活動機会確保を進めているところです。 また、本町で地域展開に困難を伴う状況につきまして、再度整理を行いましたので報告させていただきます。 それではお手元の資料2をご覧ください。 1、国の最新のガイドラインの理念についてです。 文部科学省が令和7年12月に公表しました、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインでは、少子化が進む中でも、生徒が継続的に活動できる環境を確保するため、令和8年度から13年度までを改革実行期間と定めています。 従来の地域移行という名称は地域展開へと変更され、中山間地域など特殊な事情がある場合には、当面、合同部活動や部活動指導員の配置等により、児童生徒の機会を確保することが示されています。 当町における地域展開の課題、現状についてです。 函南町において体制が不十分なまま地域展開を行う場合、以下に示す理由により、生徒の活動機会が損なわれることを懸念して</p>

います。

(1)、社会教育の体制についてです。

町内には中学生が参加可能な活動団体が複数登録されており、現在、積極的な参加を促しています。

一方で、活動団体の多くは趣味としての活動を主としており、多くの中学生を継続的に受け入れることや、指導者の確保には課題があります。

(2)、地理的要因による体験格差の発生です。

当町の学区には、中山間地域が含まれ、居住地から活動場所まで徒歩、自動車での通学が困難な生徒が存在します。

丹那地域在住の生徒に対しては、平日休日ともに、スクールバスを運行することで、部活動への参加機会を保障しています。

活動主体を外部に移行することで、家庭の送迎能力に依存することとなり、一部の生徒が活動を断念せざるを得ない状況を招くことが懸念されています。

(3)、文化部特有の物理的な要因です。

文化部として吹奏楽部が町内2校に設置されています。

大型楽器の運搬や適切な保管場所、活動場所の確保が困難であることは、前回の会議でも話題となったところですが、この物理的な制約により、運動部のような合同部活動化や、地域拠点の集約が進まないという固有の課題があります。

また、箏曲部においては、運営主体を学校以外に移行した場合に、琴の維持管理にかかる費用を受益者負担のみで賄うことが困難です。

文化庁の補助金支給の対象となる認定地域クラブ活動を運営するための指導者の確保にも難航している状況です。

続きまして2ページになります。

令和8年度の具体的政策と財源についてです。

函南町では上記の課題を考慮し、まずは、学校部活動に地域人材を導入する地域連携、特に休日の地域連携に力を入れていきます。

(1)、部活動指導員の配置です。

令和8年度新たに4名の部活動指導員を配置する見込みです。

表1に示すとおり、陸上競技、柔道、バレーにおいて候補者を募っているところです。

現在、運用に向けた調整を進めております。

休日を中心に従事する予定ですが、函南中の陸上部、柔道部においては、平日の指導にもご協力いただく予定です。

部活動指導員は、町の会計年度任用職員として技術指導だけでなく、大会引率や安全管理等の幅広い役割を担うことが認められており、教員の負担を直接的に軽減します。

人件費については、来年度当初予算で、町独自財源の確保に加え、国のスポーツ振興費補助金、運動部活動の地域展開等推進事業を積極的に活用し、財政の持続可能性を高めていきます。

指導の質を担保し、教職員、生徒、保護者が安心して活動に参加できるように、任用に当たっては、内部指導者としての実績のある者や、校長推薦を得た者を対象とし、これにより、信頼関係が構築されやすい人材を確保します。

部活動指導員の設置要綱を策定しました。

参考資料2-1をご覧ください。

第3条において任用要件を定めておりますが、この(4)、校長の推薦を受けたもの、としております。

それでは資料の(2)に戻ります。

安全安心な活動環境を担保するため、配置される指導員に対しては、資質向上のための研修を実施します。

資料3ページにありますように、コンプライアンス研修、また部活動ガイドラインの研修危機管理研修等です。

(3)、外部指導者の積極的導入についてです。

部活動指導員配置後も、これまで部活動を支えてきたボランティアである外部指導者を積極的に取り入れていきます。

現在、町内28部活動のうち16部活動が外部指導者と連携して指導を行っており、子ども達が地域人材と交流する貴重な機会となっています。外部指導者は、地域学校協働本部が募集する各種学校支援ボランティアの一つです。

令和7年度は、1月時点で延べ590回の指導実績があり、学校と地域が一体となって子どもを育てる体制を発展させていくことに寄与しています。

ボランティアである外部指導者としての参加を希望している人材が、部活動指導員への応募を躊躇する要因として、部活動指導員は顧問と同等の管理責任を負うことや、他の職と兼務する場合、通算勤務時間の適正な管理等が必要となることが挙げられます。

そのため、本制度について丁寧な説明を行いながら、部活動指導員と外部指導者のハイブリッドな連携体制により、地域連携型の部活動を運営していきます。

(4)、部活動ガイドラインの改定についてです。

上記事項や函南町の実情を踏まえ、函南町立中学校部活動ガイドラインを一部改訂しました。

参考資料の2-2になります。

この中の、11ページ目をご覧ください。

従来のガイドラインにはなかった項目として、地域連携の合同部活動のあり方等についての記載を加えたところです。

(2)に合同部活動の項目があり、一定数の部員確保が必要なチームスポーツから合同部活動化を進めていくとあります。

現在、野球部とサッカー部が合同部活動として活動を始動しているところです。

②には、函南中、または東中のどちらか一方の人数が、チーム編成に必要な人数に満たない場合、合同部活動となると記載しております。

資料に戻ります。3ページ、(5)、周知活動についてです。

児童生徒・保護者向けに、地域の団体を紹介する「中学生向け生涯学習案内」を含む2種類のリーフレットと、教職員向けの研修資料を今年度作成・配布し、普及啓発を図りました。

また、中学校の新入生説明会において、Q&A方式のリーフレットを保護者に配布し、周知を行いました。

参考資料2-3をご覧ください。

カラー印刷のリーフレットになります。

小学校教員と相談を行いながら、小学生たちが疑問に思っている項目をQ&A方式でまとめました。

部活動がなくなってしまうのか、もしくは中学校では部活動に所属しないといけないのか、などという素朴な疑問に対してわかりやすく返答したものです。

先日の部活動協議会においても、このような周知リーフレットが非常に有用であるというご意見をいただいております。

来年度も周知活動には力を入れていきたいと考えております。

資料に戻ります。

続きまして、(6)、地域クラブ認定制度についてです。

<p>事務局 (森田生涯学習課長)</p>	<p>(5)までにつきましては、学校教育法の中での中学校のいわゆる学校部活動についての説明でありましたが、(6)の地域クラブ認定制度に係る要綱の改訂につきましては、国のガイドラインに示されておりますスポーツ、文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支える、いわゆる地域展開の関係になりますので、生涯学習課より説明の方をさせていただきます。</p> <p>現在の函南町の地域展開の状況といたしまして、令和7年4月からの中体連に出場ができるよう、令和7年3月に、函南町地域クラブの認定要綱を制定いたしました。</p> <p>これにより、町内の陸上クラブ2団体から申請があり、審査の結果、認定の決定をしております。</p> <p>令和7年12月に文科省から発出されました、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインには、地域クラブの認定制度について国の方向性が示され、認定制度に係る要綱の雛形等も提示されました。</p> <p>現在、施行しております、関連地域クラブ認定要綱の認定要件は、他市町の認定要件などを参考に制定をしており、今回国から示されたものとは大きく異なっております。</p> <p>お手元に参考資料2-4をご用意ください。</p> <p>そちらの中段、認定要件の記載がございます。</p> <p>認定要件の④、指導体制、⑤安全確保、⑥運営体制、など、こちらについては認定地域クラブの認定を得る上でハードルが高いものとなっております。</p> <p>来年度、令和8年度につきましては、現行の函南町地域クラブ認定要綱によって認定された地域クラブは、中体連に出場できるものとなっておりますが、令和9年度以降の中体連の出場要件については、新たに示されました要綱での認定が関係してくるということですので、今後、国の方針等に合わせて内容を改訂するとともに地域の受け皿の拡大、地域展開を進めていきたいというふうに考えております。</p>
<p>事務局 (平田学校教育課指導主事)</p>	<p>それでは資料2の4ページに戻ります。4の「おわりに」です。函南町の部活動改革は、主体の移行のみを目的とするのではなく、教職員の負担軽減、生徒の活動機会を保障することを優先事項としています。</p> <p>地域の受け皿が未成熟な現状では、合同部活動、部活動指導員</p>

	<p>による地域連携を強化し、スクールバス等の既存資源を有効活用していくことが、現実的かつ、生徒の活動機会を保障する方法であると考えられています。</p> <p>当町の実情に応じた地域連携、特に、まずは休日についての地域連携を着実に進めるとともに、地域展開のあり方について、近隣地域と情報共有を行いながら、今後も検討を重ねていきたいと考えています。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明についてご意見ご質問等をお願いします。</p>
<p>林教育委員</p>	<p>今、うちの息子がバスケットをやっているんですけど、ちょっとこの部活動指導員のところに、陸上、柔道、バレーというふうに入っているんですけど、多分そのバスケットを教えてくれるという方が多分、見つかっていないのでここに入っていないんだと思うんですけど、つい最近聞いた話なんですけど、新3年生の中体連は例年どおり行うような話は聞きました。</p> <p>うちの息子もこれで新2年生になるんですけど、その2年生の方が、3年生になったときの中体連が、なくなってしまうようなお話を聞いて、ちょっと試合形式が変わるのかなというふうに思っているんですけど、ちょっとそんな話を聞いたので、今のところどんな状況で、そこが変わっているのかなというのが気になりましたので、もしわかれば教えてください。</p>
<p>事務局 (平田学校教育課指導主事)</p>	<p>はい、ご質問ありがとうございます。</p> <p>まず外部指導者、活動指導員の種目についてです。ここに記載しました4名については部活動指導員の身分として、来年度任用される予定の者になっております。</p> <p>ここに記載された者以外に、現在外部指導者としてボランティア参加をいただいている人材というのもございますが、東中学校においては、バスケットボール種目の外部指導者が確保しきれない状況になります。</p> <p>一方で函南中学校におきましては、OB卒業生が1名外部指導者として入って指導連携しているところです。</p>

	<p>まだ連携を希望している部活動はたくさんありますが、外部人材を配置しきれていない現状もありますので、少しでも多くの種目において地域連携が進んでいくように、事務局も人材バンク機能とマッチングを進めていきたいなと思っております。</p> <p>また、中体連の運用についてですけれども、ここは非常に難しいところだなというふうに思っております。</p> <p>現在、各市町、各自治体がそれぞれの地域展開などを進めておる状況ですけれども、中体連の規定とのすり合わせというのにも必要になってくるかなと考えております。</p> <p>最新の動向としましては、令和9年度からやはり少子化に伴いまして、この伊豆地区でもチーム数が非常に減っているというところがありますので、現在、田方支部大会ということで、伊豆市、伊豆の国市、函南町で、支部予選を行っておりますが、その予選のエリアを拡大するという見込みがあるということは聞いております。</p> <p>それによって部活動数であったり、部員数が少なくなった場合であっても、支部大会というものを存続させようというところで、中体連がなくなるということは今のところございません。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>はい。よろしいですか。</p> <p>他にいかがですか。</p>
<p>長澤教育委員</p>	<p>3ページの(5)の周知活動なんですけれども、私の娘が今年、小学校を卒業して中学校に入るところだったんですけれども、中学校の部活動がどうなるかっていうのが、このリーフレットが来るまでは情報がなく、不安になったことがありましたので、できるだけ早い段階で、こういう事をしていただけたらよかったかなとは思っています。</p> <p>あと、外部指導者というのは、中体連などに連れていくことはできないという理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (平田学校教育 課指導主事)</p>	<p>はい、ご質問ありがとうございます。</p> <p>2点ありまして、まず1点目のリーフレットについてですが、今年度、このリーフレットを発出した背景ですけれども、小学校教員の方から、やはり小学生がまだ現状がわからずに悩んでいる部分がある。困っている部分があるというところの意見を受けま</p>

<p>仁科町長</p> <p>小永井教育委員</p>	<p>して、小学校教員と連携しながら作成したものになります。ご指摘のとおり、もう少し早い時期、年度当初であったり、早い時期で発出ができれば、ご家庭でももう少し相談する時間のゆとりが生まれたかなと思っておりますので、次年度以降参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、年度内の早い時期に発出ということもそうなのですが、協議会、部活動の協議会においては、4年生であったり、5年生だったり、そういう中学年、低学年の子ども達に対しても、早い段階から周知をしていくことが重要ではないかという貴重なご意見もいただいておりますので、来年度もそのようなリーフレット等を発出できればなというふうに思っております。ありがとうございます。</p> <p>また、外部指導者についてですが、部活動指導員とは少し異なっております、単独での引率や指導はできないということになっております。</p> <p>ただ、最近では地域連携を全体、全国的に認めていく流れがありますので、各種大会については、指導者登録を行った上でベンチに入ったりだとか、大会で指揮を執ることも許されております。</p> <p>ただ、単独で指導ができない、単独で引率はできないというところが、外部指導者の大きな特徴として、部活動指導員との最大の違いになっているかなというふうに思っております。</p> <p>他にいかがですか。</p> <p>部活動指導員さんがここで4名ですか、見つかったってことで大変ありがたいと思うんですが、それを支えるっていいですか、外部指導者ですね、先ほども出ましたけどもボランティアである外部指導者っていうのは町内で16部活動が、外部指導者の方がいらっしゃるって記載されておるんですが、大体何名ぐらいの方がいらっしゃるって、またそのうちの将来的に、今すぐじゃなくて将来的に、この部活動指導員にもなってもいいよっていうようなニュアンスの方が、もし何名かいらっしゃるのであれば、その辺も教えていただきたいと思います。</p> <p>最近盛んに新聞等で部活動の地域移行っていいですか地域クラブであったり、完全に移行したっていうような地域も出ていますけども、課題でもありましたけど、この田方郡、旧田方郡</p>
----------------------------	---

<p>事務局 (平田学校教育 課指導主事)</p>	<p>ですかね、函南町含め、伊豆市、伊豆の国市っていうのは大変難しい地域だと思いますので、3ページの記載にもありますとおり、ハイブリッド型の体制っていうのが理想的ではないかと思います。その辺を含めて、ぜひ頑張っていたきたいなと思いますけども、その指導者の人数とかその辺のことだけちょっと教えていただきたいと思います。</p> <p>はい、ご質問ありがとうございます。</p> <p>資料2の3ページに、外部指導者の積極的導入ということで、令和7年度に28部活動のうち、16部活動で外部指導者が入っているというふうに記載してあります。この16部活動については、こちらの部活動指導員の候補者4名も実は含んでおります。今年度、部活動外部指導者として連携いただいている中の4名がそのまま部活動指導員になっていただけるといところで話が進んでおります。</p> <p>この外部指導者の皆様には、意向調査のアンケートをとってございまして、その中で部活動指導員についてどのようにお考えかというところを、今年度調査してございます。</p> <p>こちらの4名については、前向きに検討したいというところでご返答いただきましたので、面接等を経て任用に向かって今調整をしているところです。</p> <p>一方で、他の部活動指導員になることを見合わせようかなっていう意見の中には、やはり気軽な立場のボランティアであるからこそ、気軽にできて良いつて考えている方もいらっしゃいますし、部活動指導員となるとやはり責任がやや重いか、というところで、元々、地域学校協働活動というのが、緩やかなネットワークで気軽に取り組めるというメリットもありますので、そこは無理強いができないのかなというところで考えています。</p> <p>ただ、今後も新規人材を開拓していきたいなと思ってございますので、今後もこの制度について丁寧に説明をしていく中で、外部指導者で連携を取っていただける方が、少しずつ、部活動指導に興味を持っていただければなというふうに思っています。</p> <p>一方で、労働基準法上の視点も非常に重要になってきてまして、通算の労働時間ですとか、法規に抵触しないようなかたちで手続きを取って、一番は指導者の皆様の健康を維持した上でというところで、既にフルで働いている方にとってはなかなか慎重な導入</p>
-----------------------------------	--

	<p>が必要になってくるのかなというところで考えているところです。</p> <p>来年度、部活動指導員でご協力いただける皆様は、パートタイムであったり、他の仕事がないということで、ご快諾いただいたというところです。</p> <p>2点目の田方地区全体のこの難しさについてですが、伊豆市、伊豆の国市とも情報共有を行っている中ですが、特に伊豆市、伊豆の国市は少子化で非常に難しく、一つの市内でも合同チームは作れない状況というのが、もう近い将来やってくるというところです。</p> <p>現在、野球は伊豆の国市3校で1チームを編成していますが、来年度、新入生の数によっては編成が難しいかもしれないというところで、場合によっては伊豆の国市と伊豆市との連携も視野に入れていく必要があると。函南町についても、近い将来そのような状況が来るかなというところも予想しておりますので、2市1町の田方地区での連携というのは、今後より重要になってくるかなと思っております。</p> <p>小永井委員からありましたように、函南町に応じた、より良い生徒の活動を保障できる運用方法というのをまた検討していきたいと思えます。今後もご意見いただければと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>他にはどうですか。</p> <p>それでは1つ教えてください。合理的な無責任な発言かもしれないですけども、資料の2ページですけど、表1の中で、函南中学校は陸上競技と柔道、本人の意向かもわかりませんが、週4日の勤務形態で記されているんですけど、東中の方に半分行くというのは無理なんですか。</p>
<p>事務局 (平田学校教育 課指導主事)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この表だけ見るとやはり函南中の方に偏っているかなという状況はご指摘のとおりです。</p> <p>まず、柔道部につきましては、東中学校には今、柔道部がない状況ですので、函南中のみの部活動ですので、函南中のみの指導となるところで良いのかなというふうに思っております。</p> <p>一方で、陸上競技につきましては、東中学校の顧問の先生とし</p>

<p>仁科町長</p>	<p>でも、外部連携を望むというアンケート結果が出ておりますので、外部人材が入るといいなというところですよ。</p> <p>現在、函南中に配属予定の陸上競技の指導員につきましては、これまで長く函南中で外部指導者を継続してきていただいたという経緯から、初年度、函南中の任用となっておりますが、今後両校の陸上部の運用状況を見ながら、町長ご指摘の件についても検討していければと思います。</p> <p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>それとですね、結構資格とか経歴等で教職経験あり、ということで、部活動は教育の一環であるという話を伺ったのですが、先生方のOB・OGというのはなかなか難しいんですか、実際。</p>
<p>事務局 (平田学校教育課指導主事)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>この表にあります人材は、実際は教職員のOB、退職教員になります。部活動の運用状況であったり、実情にも非常に理解がありまして、ぜひ力になりたいというところでご意向を伺っているところですよ。</p> <p>現状、函南町としては、退職教職員の協力をいただくというのが一番現実的な方法になってはいますが、より若い世代であったり、いろんな新規人材の開拓についても、今検討を進めているところですよ。</p>
<p>仁科町長</p> <p>事務局 (平田学校教育課指導主事)</p>	<p>令和8年度は、4名というかたちで会計年度任用職員の待遇ですよ。</p> <p>それは予算上の縛りがあつたら、本来はもっと指導員の希望というか、そういうのがあつたのでしょうか。</p> <p>現状、4名確保を予定しておりますが、当初予算については6名分を予定しております。6名というのが、県の一つの指針としまして、1校につき3名程度の補助の対象になりうるというところで、6名というふうな見込みを立てさせていただきました。</p> <p>今後もし追加で採用できる人材がいれば、追加採用することも考えておりますが、現状では、この条件で任用希望がある方が4名しかいなかったというような状況ですよ。</p>

<p>仁科町長</p>	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p>
<p>渡邊教育委員</p>	<p>こういう人材を集めるのは非常に大変だなというふうなこと、それから、今までお話を伺った中で、すごくご努力をされているということは感じております。</p> <p>その中で、小学校の先生方やお子さん達に、例えばパンフレットっていうふうなお話がありましたので、私個人的な希望なんですけど、できれば小学校の先生方の中にも、気持ちはあるかもしれないけど実際できないっていう方、たくさんいらっしゃるのかなって思う点がありますので、もし小学校の先生方もこういう指導の場へ出ていくっていうような可能性はどうなんでしょうか。</p>
<p>事務局 (平田学校教育 課指導主事)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今年度、地域連携の推進の一環として小学校の先生方にも意向調査というものを実施しております。その中で中学校の部活動について指導をしてみたい、興味があると答えてくださった先生はほんの数名でした。ほとんどの先生方が、まずその部活動についてのイメージが湧かないというところが大きいのでしょうか、なかなか前向きなご回答はいただけていませんので、小学校の先生方についても、実際に部活動がこのようなかたちで今、地域連携をしていて、このような取り組みをしているんですよっていうのを、引き続き周知していく必要はあるかなというふうに考えております。</p> <p>ただ、興味があると答えてくださったうちの1名は、箏曲部なんですけれども、箏曲の練習にボランティアとして実際に連携を取ったりというところもしていると聞いておりますので、そのように部活動に興味を持っていただいている先生が少なからずいることは事実かと思えます。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは会議の進行上、10分間休憩をとりたいと思いますので、再開は2時30分ということとさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">[休憩 午後2時20分～午後2時30分]</p>

仁科町長	<p>休憩を解いて会議を再開いたします。</p> <p>引き続きまして（３）の報告事項について移ります。</p> <p>初めに、アの「学校における生成ＡＩの利活用ガイドラインについて」、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局 (平田学校教育 課指導主事)	<p>はい、学校教育課、平田です。</p> <p>引き続き、よろしく申し上げます。着座にて失礼します。</p> <p>資料３をご覧ください。</p> <p>「学校における生成ＡＩの利活用ガイドラインについて」です。</p> <p>１、生成ＡＩ教育が必要とされる社会情勢についてです。</p> <p>現在、生成ＡＩは社会インフラの一部となりつつあります。令和７年１０月に町内の小学６年生を対象に意識調査を実施しました。多くの児童は、各種ＡＩの利用経験があり、生成ＡＩが子ども達にとっても身近なツールとなっていることが伺えます。</p> <p>令和７年９月に文部科学省が発出した次期学習指導要領に係る論点整理において、生成ＡＩの利活用は、主に情報活用能力の抜本的な向上と、多様な子ども達への支援ツールという２つの側面から検討されており、段階的なＡＩ教育の方向性について示されています。</p> <p>図２をご覧ください。論点整理の資料の一部抜粋です。</p> <p>図中の下段にあります項目に生成ＡＩについての記載があります。これはプログラミングを体験した日、生成ＡＩの出力から特性を知ることや、中学校においては、生成ＡＩなどの基本的な仕組みを理解する、ということで生成ＡＩを扱うことの必要性について記載されています。</p> <p>このように、次期学習指導要領は、ＡＩの存在を前提としており、情報があふれる時代において、単なる知識の集積ではない、深い意味理解や問題の本質を問う力を育むために、テクノロジーを適切に使いこなす力を身につけることが、教育現場の課題です。</p> <p>２、利活用における主な懸念と課題についてです。</p> <p>生成ＡＩの導入に当たっては、令和６年１２月に文科省が発出したガイドラインを踏まえ、以下のリスクを正しく認識し、教育的な対策を講じることが不可欠であると考えます。</p> <p>（１）、情報の正確性と公平性の課題（ハルシネーションとバ</p>

イアス)。生成A Iとは、計算原理に基づき、最もらしい、誤った情報を出力するハルシネーションを起こすことがあります。

また、既存の情報の偏りから差別的な内容を再生成するリスクもあります。

例えば、医者画像を生成させた場合、男性、白色人種といった偏りが生じることがあります。

(2)、資質・能力の育成への悪影響です。

安易な利用は、A Iへの過度な依存を招き、思考プロセスを省略させて資質・能力の育成を阻害する恐れがあります。

デザイン生成A Iを使いますと、どの子どもも高い完成度の資料を作れる一方で、ゼロからレイアウトや文章構成等を考える機会が減る、そのような懸念になります。

(3)、プライバシー・セキュリティ及び著作権のリスクです。

入力した機密情報や個人情報A Iの学習に利用されてしまうリスクや、既存の著作物と類似したものを生成し、著作権侵害を招くリスクが指摘されています。

3、本年度の実証成果と課題への対応です。

学校現場の不安を解消し、安全な利活用体制を築くため、文部科学省のガイドラインに則り、以下の手順で実証を行いました。

(1)、教職員の先行利用とリテラシー向上です。

函南町では「生成A Iの校務利用に関するガイドライン」及び「生成A I利用マニュアル」を策定、周知しました。

資料3-1をご覧ください。

こちらは、教職員が主に校務での業務として生成A Iを活用する際の、注意事項であったり、良い点について示されたものになります。

2ページには、認可された生成A Iを具体的に表に示しております。

これらは県教育委員会DX推進課が指定した信頼性の高い生成A Iで、これら以外の使用は認めないという方針を函南町でも立てております。

それでは資料に戻ります。

2ページ、(1)です。

文部科学省のガイドラインに基づき、教師自身が校務でA Iの利便性と限界を実体験として理解することを促し、児童生徒への指導に向けた基盤を構築しました。

	<p>令和8年1月に教職員を対象としたアンケート調査を実施しました。</p> <p>資料3-2をご覧ください。カラー印刷のグラフが掲載されている資料になります。</p> <p>右上に円グラフがありますが、アンケート結果より教職員の間で生成AIの利用が着実に浸透している一方で、利用経験が少なく、生成AIに対して不安を感じている教員も一定数存在することがわかりました。</p> <p>現在、活用の二極化が進んでいることが推察されます。資料に戻ります。2ページです。</p> <p>(2)、教職員との共通理解です。</p> <p>今年度、校長会や研修主任会にて、AIに関する社会的動向や文部科学省の方針について、教育委員会より情報提供を行い、AI教育の必要性について共有してきました。</p> <p>(3)パイロット校による先行実践です。</p> <p>今年度、東小学校を、先行検証を行うパイロット校として指定し、保護者承諾の上で、小学6年生を対象に、以下の2段階で実証を行いました。</p> <p>1つ目、情報モラル教育の実践です。</p> <p>AIが生成した画像を教材とし、ファクトチェック、これは真偽の確認作業になります、や個人情報の取り扱い、また最終的に人間が判断し責任を負う「人間中心の原則」などを学ぶ授業を実施しました。</p> <p>教育委員会指導主事による出前授業の形式です。</p> <p>近年の生成AIの精度は非常に高く、生成物は一見すると完璧に思えることさえあります。</p> <p>授業では生成された画像、図3を観察し、ハルシネーションの有無について議論を行いました。児童は画像を注意深く見ながら、「背景がおかしい」、「机の向きが変だ」などと次々にイラストの誤りや違和感について指摘しました。</p> <p>授業の終盤では、AIにはできなくて、人間だからこそできることは何だろうと発問し、人間中心の原則に迫るための意見交換を行いました。</p> <p>児童の振り返りは、2ページの図5に示すような記述があり、人間中心の原則に迫っていたことが推察されます。</p> <p>児童生徒が生成AIを利活用する前段階の情報モラル教育と</p>
--	---

して、一定の効果があったのではないかと考えています。

2つ目です。

授業での児童による利活用です。

家庭科の単元「献立を工夫して」の授業において、児童一人一人が考えた献立についての採点役として生成A Iを活用し、客観的な数値評価を得ることで、意欲を高め、思考を深めるツールとしての有効性を検証しました。

児童は採点結果を手がかりに、献立を再び考えたり、友達と話し合ったりと試行錯誤を重ねており、生成A Iが効果的な支援ツールとなっていました。

一方で、事後研修会では、生成A Iの使用時間が長くなり、頼りすぎてしまうことや、生成された情報の検証が不十分であるなどの課題が挙げられましたが、だからこそ生成A Iとの適切な付き合い方を、義務教育において教科横断的に学ぶことの重要性が再認識されました。

(4)です。児童生徒による生成A I利活用ガイドラインの策定です。

パイロット校での成果と課題を踏まえ、町内全校で共通して遵守すべき「児童生徒による生成A I利活用ガイドライン」を策定しました。これにより、適正利用のルールを明確化しました。

また、(5)、教育情報セキュリティポリシーの見直しです。

外部サービスの利用に伴う技術的リスクに対応するため、文科省の指針に基づき、セキュリティポリシーを見直し、策定しました。

(6)、教頭会での研修です。学校運営の実務を担う教頭会において、生成A Iの活用方法やガイドラインについて研修を行い、管理職の共通理解を図りました。また、効果的な職員研修のあり方を検討しました。

(7)、情報セキュリティ研修計画の立案です。

来年度の全校導入を円滑かつ安全に進めるため、全小中学校の教職員を対象とした情報セキュリティ研修計画を立案しました。

令和8年4月中に指導主事が、町内全校を訪問し、研修を実施する予定です。

資料4ページをご覧ください。

全校導入における運用と安全策です。

来年度、町内全校において、発達段階に応じた児童生徒への生

	<p>成A I 導入が可能な体制づくりを予定しています。これは積極的に全校で利用しなさいというのではなく、発達段階に応じた利用ができる体制をまずは整えていくという意味です。</p> <p>文科省及び町のガイドラインを遵守し、以下の点に留意します。</p> <p>(1)、発達段階に応じた慎重な導入。特に小学校段階では、教師が対話を提示するなど、慎重な姿勢が求められます。</p> <p>(2)、利用規約と年齢制限の遵守です。</p> <p>提供業者が定める利用規約を確認し、遵守します。</p> <p>また、県教委が認可する生成A Iのみを利用します。保護者への説明と同意の必要性を考えているところです。</p> <p>(3)、保護者との連携です。</p> <p>事前に保護者の理解、承諾を得るとともに、学校外での不適切な利用を防ぐための周知を行っていきます。</p> <p>(4)、技術的セキュリティです。</p> <p>入力情報の学習を許容しない設定（オプトアウト）で、個人情報や適切なブロック等入力させない指導を徹底しています。</p> <p>これらのことを踏まえ、来年度、生成A Iを適切に利活用できる体制を整えていきたいと考えています。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告について、ご質問などがありましたらお伺いいたします。</p> <p>[質問する人なし]</p>
<p>仁科町長</p>	<p>特段ないようですので、次の項に移ります。</p> <p>続きまして、報告事項のイの「函南町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (望月学校教育課参事)</p>	<p>学校教育課の望月です。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>函南町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、これにつきましては、令和7年度の、公</p>

立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の改正に基づき、各教育委員会では、文部科学省の指針に即した実施計画の策定が義務づけられたものです。国からの参考資料をもとに、ここで策定をしたということについて、本日午前中の定例教育委員会においても、本計画については承認をいただいておりますが、ここで改めて説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料の方をご覧ください。1の策定の背景の部分からお話しします。

函南町における本計画の、趣旨、目標は、教育職員の健康と福祉を確保し、学校における働き方改革をより実効的なものにする事です。

国の基本方針を踏まえ、本町においても、教員の働きやすさと、働きがいとを両立させ、子ども達により良い教育を提供できるような環境を整えていくことが、本計画の趣旨となります。

次に、2ページの4番の函南町の現状についてです。

函南町においては、既に中学校の部活動終了時刻を16時30分とするなど、教員の勤務時間を意識した改革に取り組み始めたところです。その結果、中学校の教員の時間外在校等時間が大幅に減少するという成果も出てきております。

しかしながら、令和6年度の実績を見ますと、時間外在校等時間が月45時間を超える教職員が小学校においては約30%、中学校では約36%ぐらいでしょうか、存在しており、依然として改善の余地があることが明らかです。

課題としては、教頭や教務主任など特定の職位への負担集中や、年度初めや大きな行事の前、成績処理の時期など、特定の時期における長時間勤務があります。

これらを踏まえ、5番になりますが、令和8年度から10年度までの3年間で達成すべき目標を掲げました。

まずは、1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にすること、そして、1ヶ月当たりの時間外平均を30時間程度にすることを目指します。

また、健康とやりがいの指標としては、年次有給休暇の平均取得日数を15日とし、仕事へのやりがいを感じる教職員の割合を90%にすることを目標といたします。これらにつきましては、1年ごとに結果を分析しながら、必要に応じて具体的なケア、手立

てや取り組みをもって計画を修正しながら取り組んでいきたいと思ひます。

続いて、6、具体的な取り組みの内容についてです。

添付しました参考資料4-2に国が示す「業務の3分類」というものがあります。

これに基づき、教師が教師でなければできない業務に専念できる体制を構築していきます。

先ほども申し上げましたとおり、この3分類をもとに、既に取り組みをはじめている部分も少なからずありますので、今回はそれを踏まえて、この計画に整理をした、というところになります。学校以外が担うべき業務では、令和8年度より学校給食費の公会計化を実施し、教職員の事務負担を解消します。

また、登下校の見守りや夜間対応は、地域や保護者との連携をさらに強化し、学校で対応困難な過剰な苦情等については、教育委員会の方で直接対応するような体制を整えていきたいと思ひます。

教師以外が積極的に参画すべき業務においては、ICT支援員の巡回や民間委託の検討により、情報機器等の管理や施設管理の負担を軽減します。

部活動においては、地域展開と合同部活動への移行を進めていくことで、教員の負担軽減を図ってきたいと思ひます。

また、教師の業務だが負担軽減を図る業務の中では、スクール・サポート・スタッフという県の方で置いている支援員になりますけれども、全校に配置し、授業の準備、採点の補助など事務支援を強化します。

合わせて自動採点システムの導入や生成AI利活用に関するガイドラインを整備し、DXによる業務の効率化を推進してまいりたいと思ひます。

さらに学校現場においては、7番になりますけれども、適切な授業時数の設定や、勤務時間外での電話は自動音声対応を進めていきます。

また、時間外在校等時間が月80時間を超えるような教職員があった場合には、管理職による個別の声かけ、健康確保指導等を行ったり、夏季休業中の学校閉庁日の設定を田方地区内で共通で行っていくということで、教職員が休みやすい環境づくりも、していきたいと思ひます。

	<p>最後になりますが、本計画の達成状況は、毎年、函南町のホームページで公表するとともに、総合教育会議の場で報告をいたします。長時間勤務が常態化しているような学校に対しては、教育委員会の方で個別の聞き取りや指導を行い、速やかな改善を図っていきたいと思います。</p> <p>報告は以上となります。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告についてのご質問などがありましたらお伺いいたします。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>ちょっと私の方から少し教えてください。</p> <p>資料の2ページに、5番の「達成すべき目標」と、令和8年度から令和10年度までの数字を掲げてありますけども、その5番の中に、時間外勤務は、上の令和6年度の実績で、小学校では約30%、中学校では約36%の45時間を超える教職員がいるということで、今後45時間以下の割合を100%にする。1ヶ月当たり平準化したときに30時間程度にするという数字は、現状の令和6年度の実績から、達成すべき目標というのはわかるんですけども、次の項目、休暇・健康で、年次有給休暇の平均取得日数を15日と定めてあるのは、年次有給休暇が令和6年度でも、令和5年度の数字で年次有給休暇がどれくらいの平均を先生方、教職員が取っているのか。</p> <p>また、ストレスチェックで高ストレスの割合を5%程度にするという現状は、いくつだからこうなんだと、次のやりがいもそうですよね。仕事へのやりがいを感じる教職員の割合を90%程度にするという中で、アンケートを取って、現状のやりがいの数字がどのくらいだから90%にするんですよという目標値、何か根拠みたいなものがあるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (望月学校教育課参事)</p>	<p>説明が少し足りなくて申し訳ありません。</p> <p>資料4-1の方の、2ページをご覧いただきたいと思います。「目標」とありますが、今ご指摘いただいたとおり、根拠となる数字を括弧内に載せてあります。年次有給休暇の平均取得日数については、昨年度、平均を集計したところ、14.7日ぐらいまで年間とおして取ることはだいぶ進んできています。ですので、ここ</p>

<p>仁科町長</p>	<p>を減らさないように、というようなところで、15日というふうに設定をしました。</p> <p>ストレスチェックについても、毎年2回、教職員に対して実施をしていただいているものですが、これについても今の段階で、昨年度6.96%が高ストレス者という数字が出ておりますので、5%程度まで持っていきたいなと思っています。</p> <p>やりがいについて、を感じる教職員の割合ということで、これについては、新たな項目として、学校評価の方に、教職員評価で各校に同じ文言で入れていただいて、ここから数字をとっていくこととなります。県の方の参考の数字を見たところ、やはり90%程度を目標に、県立の方もしていくということでしたので、函南町でも90%程度ということで目標数値を設定しました。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>他にいかがですか。</p>
<p>小永井教育委員</p>	<p>6番の「学校以外が担うべき業務」ということについてですが、登下校・夜間対応、これについては「地域ボランティアや保護者との連携を強化」とありますが、例えば大場の祭り等に数年前まではボランティアさんとPTAさんと先生方で、見回り等をやっていたと思うのですが、そのとき私、なぜこんなところに先生が出てくるのかって、かわいそうだなと痛感していましたので、これ大変いいことだと思います。</p> <p>次の苦情対応についてなんですけれども、これ重大な、例えば警察沙汰になってしまうような事例だと、弁護士さんや、警察、あとは教育委員会が対応すべきことだと思うんですけれども、例えば、ほんの些細な出来事、ちょっとした親御さんが不安なとき、そういうことも全て学校ではなく、教育委員会に相談するという認識でよろしいですか。</p> <p>すいません、言い方がちょっとわかりにくいですかね。</p>
<p>事務局 (望月学校教育 課参事)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ここに記載したものは、対応困難な過剰な苦情ということで、普段学校で解決できるようなことについては、もちろん学校の方で、保護者も学校にまず相談することだと思いますので、そちらで受けていただくということで、それ以上、例えば先ほどおっし</p>

<p>仁科町長</p>	<p>やっていたように、警察が絡む、あとは弁護士が必要になったというような場合では、もう学校では抱えきれないかと思えます。</p> <p>それから、保護者とどうしても折り合わなくなってしまったということで、学校の中で解決が難しくなったような場合には、こちらでその後引き受けて対応していくことを考えています。</p>
<p>長澤教育委員</p>	<p>他にはどうでしょうか。</p> <p>「具体的な取組内容」の中で、この資料4-2の方には、地域住民ですとか、教師以外が積極的に参画すべき業務であるとか、教師の業務だけ負担軽減を促すべき業務というところで、地域の住民の皆さんの支援とか、そういうのもあったらいいんじゃないかということが書かれているんですけども、保護者の立場からしても、保護者も利用できる場所は、していただいてもいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>事務局 (望月学校教育課参事)</p>	<p>そのように言ういただけると大変ありがたいなと思っております。</p> <p>ここには改めて記載はしませんでしたけれども、学校の方では保護者の方々、本当に日々いろんな場面でご協力していただいていることはこちらでも伺っておりますので、そこら辺は、引き続き学校単位で力を貸してもらいながらいければいいかなと思っております。</p> <p>今後もしよろしく願いいたします。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事については、以上で終了させていただきます。</p>
<p>仁科町長</p>	<p>続きまして、次第5の「その他」に移りますが、本日は事務局側から、その他の案件がございませんので、委員の皆様から何かお話ししたいこと、質問したいこと、お願いしたいこと等がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。</p> <p>何かありますでしょうか。</p> <p>[発言する人なし]</p>

<p>仁科町長</p>	<p>それではないようですので、これを持ちまして、本日の案件は全て終了いたしました。</p> <p>有意義な意見交換ができましたことに深く感謝申し上げます。</p> <p>また、説明員の方々についても、大変お疲れさまでした。</p> <p>それでは、進行の方を事務局へお返しします。</p>
<p>【閉会】 事務局 (岩谷教育部長)</p>	<p>仁科町長ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして、令和7年度第2回函南町総合教育会議を閉会いたします。</p> <p>ご出席の皆様、長時間にわたりありがとうございました。</p>